

179. 県民個人所得……(昭和33~34年度)

県民個人所得とは、県内に居住する個人が実際に受領した所得の総額である。これには経済活動に参加した報酬としての所得だけでなく、国及び地方公共団体から無償で受取る振替所得も含まれる。なお分配所得は所得を発生時点で、個人所得は受領時点で把えたものであつて、構成内容は分配所得と類似している。

(単位 百万円)

		昭和33年度		昭和34年度		対前年比
		実額	構成比	実額	構成比	
総額	1	176 392	100.00	203 728	100.00	115.5
勤労所得	2	83 051	47.09	99 798	48.98	120.2
賃金	3	77 628	44.01	91 901	45.11	118.4
その他の	4	9 289	5.27	12 372	6.07	113.2
控除(社会保険)	5	△3 866	△2.19	△4 475	△2.20	115.8
個人業主所得	6	67 263	38.13	72 812	35.74	108.2
農林水産業	7	41 999	23.81	45 205	22.19	107.6
その他の諸産業	8	24 577	13.93	26 732	13.12	108.8
その他の	9	1 468	0.83	1 820	0.89	124.0
控除(国保)	10	△781	△0.44	△945	△0.46	121.0
個人貸付料所得	11	7 741	4.39	8 886	4.36	114.8
個人利子所得	12	7 187	4.07	8 609	4.23	119.8
個人配当所得	13	1 374	0.78	1 846	0.91	134.4
振替所得	14	9 776	5.54	11 777	5.78	120.5

180. 県民個人支出……(昭和33~34年度)

県民個人支出とは、個人所得が個人消費支出、個人税、個人貯蓄として実際にどのように処分されているかの処分形態を示すものである。個人消費支出は県民が消費生活を営むために、財貨やサービスの購入に支出した金額を示している。

個人税は、個人の所得や財産に賦課された租税と個人が支払った公共的な使用料、手数料からなっている。

個人貯蓄は、一般に貯蓄と考えられている概念と異り、個人所得から個人消費支出及び個人税を差引いた残額で、この中には有価証券投資増加額、住宅投資、個人業主の耐久財投資、在庫品の増加なども含まれている。

(単位 百万円)

		昭和33年度		昭和34年度		対前年比
		実額	構成比	実額	構成比	
総額(2+8+10)	1	176 392	100.00	203 728	100.00	115.5
個人消費支出	2	144 380	81.85	158 831	77.97	115.5
飲食	3	65 405	37.08	68 198	33.48	104.3
被服	4	15 217	8.63	16 607	8.15	109.1
光熱	5	6 437	3.65	7 104	3.49	110.4
住居	6	16 831	9.54	21 487	10.55	127.7
雑費	7	40 490	22.95	45 435	22.30	112.2
個人税及び税外負担	8	5 814	3.30	6 020	2.95	103.5
県外への純送金	9	-	-	-	-	-
個人貯蓄	10	26 198	14.85	38 877	19.08	148.4
直接推計による個人貯蓄	11	24 529	13.90	30 110	14.78	122.8
個人業主の純投資	12	9 214	5.22	8 139	3.99	88.3
預貯金の増加	13	11 920	6.76	17 820	8.75	149.5
直接証券投資	14	1 593	0.90	2 139	1.05	134.3
住宅純建設	15	5 070	2.87	7 190	3.53	141.8
控除借入金純増	16	△3 268	△1.85	△5 178	△2.54	158.4
誤差と脱漏(10-11)	17	1 669	9.05	8 767	4.30	-
個人可処分所得(2+10)	18	170 578	96.70	197 708	97.05	115.9